

知多北部広域連合介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 8 月 7 日

知多北部広域連合長 花 田 勝 重

知多北部広域連合規則第 6 号

知多北部広域連合介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

知多北部広域連合介護保険条例施行規則(平成 1 2 年知多北部広域連合規則第 5 号)
の一部を次のように改正する。

様式第 2 号、様式第 3 号、様式第 7 号、様式第 8 号及び様式第 1 0 号を次のように
改める。

番 年 月 日 号

様

知多北部広域連合長



介護保険利用者負担額減額・免除認定決定通知書

年 月 日に申請のありました、利用者負担額減額・免除認定については、次のとおり決定しましたので通知します。

被保険者番号		被保険者氏名	
--------	--	--------	--

決定年月日	
-------	--

決定事項	
1 承認する	適用年月日 (承認内容) 有効期限
2 承認しない	理 由

問合せ先

知多北部広域連合

住所

電話番号

不服の申立て及び取消訴訟

この通知について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛知県介護保険審査会に対し審査請求をすることができます。（なお、通知を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求することができなくなります。）

この処分の取り消しを求める訴えは、前述の審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、知多北部広域連合を被告として（訴訟において知多北部広域連合を代表する者は知多北部広域連合長となります。）提起することができます。

ただし、次の1から3のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 1 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。
- 2 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- 3 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(表)

介護保険利用者負担額減額・免除認定証							
交付年月日							
被 保 険 者							
番 号							
住 所							
フリガナ							
氏 名							
生 年 月 日							
適用年月日	から						
有 効 期 限	まで						
減額・免除認定 事項	給付率 /100						
保険者番号並び に保険者の名称 及び印	<table><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>						

用紙サイズ：縦128 mm 横91 mm

(裏)

注 意 事 項

- 一 介護サービスを受けるときは、必ず事前に、この認定証を事業者又は施設の窓口に提出してください。
- 二 介護サービスを受けるときに支払う金額は、介護費用（入院又は入所時の居住又は滞在に要する費用及び食事に要する費用を除く。）から介護費用に給付率を乗じた額を引いた額になります。
- 三 被保険者の資格がなくなったとき、減額・免除の認定の要件に該当しなくなったとき、又は減額・免除の認定証の有効期限に至ったときは、遅滞なく、この証を市町に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。
- 四 この証の表面の記載事項に変更があったときは、十四日以内に、この証を添えて、市町にその旨を届け出てください。
- 五 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として拘禁刑の処分を受けます。

介護保険料徴収猶予決定通知書

年 月 日に申請がありました 分介護保険料の徴収猶予については、次のとおり と決定しましたので通知します。

被 保 険 者 番 号		被 保 険 者 氏 名	
-------------	--	-------------	--

徴収猶予決定年月日	
決 定 理 由	
備 考	

調 定 年 度	期 別	保 険 料 額	徴 収 猶 予 期 間
合 計			

問合せ先

知多北部広域連合
住所
電話番号

不服の申立て及び取消訴訟

この通知について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛知県介護保険審査会に対し審査請求をすることができます。（なお、通知を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、審査請求することができなくなります。）

この処分の取消しを求める訴えは、前述の審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、知多北部広域連合を被告として（訴訟において知多北部広域連合を代表する者は知多北部広域連合長となります。）提起することができます。

ただし、次の1から3のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 1 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。
- 2 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- 3 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

介護保険料減免決定通知書

年 月 日に申請がありました 分介護保険料の減免については、次のとおり と決定しましたので通知します。

被 保 険 者 番 号		被 保 険 者 氏 名	
-------------	--	-------------	--

決 定 年 月 日		決 定 し た 減 免 額	
減 免 前 保 険 料 額		減 免 後 保 険 料 額	
決 定 理 由			
備 考			

特 別 徴 収		普 通 徴 収			
期 月	保険料額	期 月	減免前保険料額	減 免 額	減免後保険料額

問合せ先

知多北部広域連合

住所

電話番号

不服の申立て及び取消訴訟

この通知について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛知県介護保険審査会に対し審査請求をすることができます。（なお、通知を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、審査請求することができなくなります。）

この処分の取消しを求める訴えは、前述の審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、知多北部広域連合を被告として（訴訟において知多北部広域連合を代表する者は知多北部広域連合長となります。）提起することができます。

ただし、次の1から3のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 1 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。
- 2 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- 3 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

介護保険料減免取消通知書

年 月 日に承認しました 分介護保険料の減免については、次のとおり取り消しましたので通知します。

被 保 険 者 番 号		被 保 険 者 氏 名	
-------------	--	-------------	--

減 免 取 消 年 月 日		取 消 し た 減 免 額	
取 消 前 保 険 料 額		取 消 後 保 険 料 額	
取 消 理 由			
備 考			

特 別 徴 収		普 通 徴 収			
期 月	保険料額	期 月	取消前保険料額	減免取消額	取消後保険料額

問合せ先

知多北部広域連合

住所

電話番号

不服の申立て及び取消訴訟

この通知について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛知県介護保険審査会に対し審査請求をすることができます。（なお、通知を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、審査請求することができなくなります。）

この処分の取消しを求める訴えは、前述の審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、知多北部広域連合を被告として（訴訟において知多北部広域連合を代表する者は知多北部広域連合長となります。）提起することができます。

ただし、次の1から3のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 1 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。
- 2 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- 3 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

附 則

- 1 この規則は、令和 7 年 8 月 1 2 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に交付されている改正前の知多北部広域連合介護保険条例施行規則様式第 3 号の規定による認定証は、その有効期間内においては、改正後の知多北部広域連合介護保険条例施行規則様式第 3 号の規定による認定証とみなす。